

役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「協会」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が1年以上在職し、退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
ただし、定款第24条の規定により解任された者には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職時の本俸に勤続期間に応じ別表に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定となる勤続期間は、協会の役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人日本畜産副産物協会の設立登記の日から施行する。

別表
退職手当支給率表

在職期間 (年)	支給率	在職期間 (年)	支給率
1	1.25	9	11.250
2	2.50	10	12.500
3	3.75	11	13.875
4	5.00	12	15.250
5	6.25	13	16.625
6	7.50	14	18.000
7	8.75	15	19.375
8	10.00		

支給率の上限は 19.375 とする。